

## 販売代理店契約書

株式会社サンプル商事（以下「甲」という）と株式会社デモ工業（以下「乙」という）とは、次の条項により販売代理店契約（以下「本契約」という）を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、下記に定める商品（以下「本商品」という）の販路拡大及び売上向上を目的として、本商品を販売する代理権を乙に付与し、甲の販売代理店として本商品を販売することを委託（以下「本業務」という）し、乙はこれを受託するものとする。

#### 【本商品の表示】

- (1) サンプル商品 A
- (2) サンプル商品 B

### （販売方法）

第2条 乙は、甲が別途用意する契約書等の書面をもって、甲の代理人であることを表示のうえ、顧客との本商品に関する販売契約を行うものとする。なお、その他販売方法についても甲の指示に従い、誠実に本業務を遂行するものとする。

2. 本商品の販売価格は甲が指定するものとし、乙は甲の書面による承諾なく当該価格を変更してはならない。

### （報告）

第3条 乙は、顧客との間で本商品の販売契約を締結した場合、甲に対して、直ちに甲が別途指定する事項に関して書面にて報告するものとする。

2. 乙は、前項の規定に違反した場合で甲に何らかの損害が生じた場合、当該損害を賠償しなければならない。

### （販売手数料）

第4条 甲は、乙に対し、本商品の顧客への販売代金の 10%を販売手数料として支払うものとする。

2. 乙は、毎月 5 日までに前月分の本商品販売合計額及び前項に基づき算出された販売手数料の額について甲に報告するものとする。
3. 本業務を遂行するに際し必要な旅費、通信費、印刷費等一切の費用は乙の負担とする。

### （販売代金）

第5条 乙は、甲の代理人として、乙が顧客に販売した本商品の販売代金を受領するものとする。

2. 乙は、当該月に受領した本商品の販売代金から前条に定める当該月にかかる販売手数料を控除した残額について、翌月末までに甲指定の銀行口座へ振込むことによって返還するものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

(保証金)

- 第6条 乙は、本契約上乙に甲に対して有する債務を保証する目的にて、金 500 円を保証金として甲に預託するものとする。
2. 前項の保証金には利息を付さないものとし、甲は、本契約終了時において、乙の甲に対する債務がある場合、これを控除したうえで乙へ速やかに返還するものとする。

(再委託)

- 第7条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、その業務の範囲、相手方、再委託の理由等につき、甲の事前の書面による承諾を得なければならない。この場合、乙は、当該第三者との間の契約において、本契約に基づく乙の義務と同等以上の義務を当該第三者に負わせるものとする。
2. 前項の場合、乙は、甲の承諾があることを理由として本契約上の自己の義務の免除又は軽減を主張することができず、甲は、当該第三者の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し、本契約上の責任を問うことができる。
  3. 甲は、乙が第三者に本業務の全部又は一部を再委託することを承諾したときであっても、その後当該第三者を本業務の受託者として適格でないと認めたときは、その理由を乙に対して明示したうえ、いつでもその承諾を無償で撤回することができる。

(資料等の貸与)

- 第8条 甲は、乙に対し本業務の遂行のために甲が必要と認める本商品に関するパンフレット、契約書等の書類、資料、物品（以下総称して「業務資料等」という）を貸与又は提供する。
2. 乙は、前項の規定により甲から業務資料等の貸与又は提供を受けた場合で甲から指示があった場合、直ちに預り証又は受領書を甲に提出する。
  3. 乙は、事前に甲の書面による承諾を得ない限り、業務資料等を複製、改変することはできない。
  4. 乙は、業務資料等（その複製・改変物を含む）を他の資料、物品等と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管し、本業務遂行の目的以外に使用又は利用しない。
  5. 乙は、業務資料等（その複製・改変物を含む）が不要となったとき若しくは甲が要求したとき又は本契約が終了（解除、解約の場合を含み、以下同様とする）したときは、業務資料等を速やかに甲に対して返還する。

(法令上の責任)

- 第9条 乙は、自己の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、社会保険諸法令その他従業員等に対する法令上の責任を全て負い、責任をもって労務管理を行う。
2. 乙は、甲に対し本業務に従事する従業員の教育指導に万全を期し、就業場所の秩序規律、風紀の維持に責任を負うものとする。

3. 乙は、本業務の履行に際し、乙（乙の従業員を含む）の故意又は過失により甲又は第三者（それぞれの従業員を含む）の生命、身体又は財産等に損害を与えたときは、かかる損害について一切の責任を負い、甲に対し一切の責任及び迷惑等を及ぼさない。

（契約の解除）

- 第10条 甲又は乙は、相手方が本契約の規定の一にでも違反した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、違反は正期間として10日程度の相当期間を定めて相手方に対し債務の本旨に基づく履行をなすよう催告し、当該期間内に履行がなされない場合、当該期間の経過をもって当然に本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができる。
2. 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができる。
    - (1) 本契約の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反を是正することが困難であるとき
    - (2) 本契約の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、爾後相手方において違反を是正してもなお本契約の目的を達成することが困難であるとき
    - (3) 正当な理由なく本契約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき
    - (4) 自らにつき支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は自らを債務者とする仮差押え、保全差押え若しくは差押えの命令、通知が発送されたとき
    - (5) 相手方に重大な危害又は損害を及ぼしたとき
    - (6) その他、本契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき

（損害賠償）

- 第11条 甲又は乙による本契約上の義務違反により、相手方が損害を被った場合は、損害を被った当事者は、相手方（以下「被請求者」という）に対して損害賠償を請求することができる。
2. 前項に定める損害賠償の範囲は、通常生ずべき損害とするが、特別の事情により生じた損害であっても、被請求者がその事情を予見することができたものについては、その範囲に含まれるものとする。なお、被請求者は、相手方が支出した合理的な弁護士費用その他の費用を負担するものとする。

（権利義務の移転）

- 第12条 乙は、本契約に基づき、甲に対して有する権利又は甲に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（甲の都合による解約）

- 第13条 甲は、自己の都合によりいつでも本契約の全部又は一部を解約することができる。この場合甲は、解約時までの乙の本業務の出来高及び進捗率等の履行実績並びに本業務の履行に伴い乙

が負担した合理的な費用に応じた相当の金額を支払うものとする。

(守秘義務)

第14条 乙は、甲の事前の書面による承諾なくして、本契約の存在及び内容、本業務の成果、乙が本契約を通じて知得したアイディア、ノウハウ、データ等の甲の技術上、営業上及び業務上的一切の情報（顧客に関する一切の情報も含み、以下総称して「秘密情報」という）を本業務遂行の目的以外に使用せず、第三者に開示、漏洩しないものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、乙が次の各号の一に該当することを立証し得た情報は、秘密情報には含まれないものとする。
  - (1) 自己の責に帰すことのできない事由により、提供の時点で既に公知であるか又は提供後に公知となった場合
  - (2) 提供の時点で既に保有していた場合
  - (3) 第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した場合
  - (4) 独自に開発した場合
3. 乙は、自己の役職員又は第三者に秘密情報等を使用させた場合、当該役職員又は第三者に本契約と同様の守秘義務を課すとともに、当該役職員（退職又は退任後も含む）又は第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならない。
4. 本条の規定については、本契約の終了にかかわらず、その効力は消滅せず、なお有効に存続するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条 甲及び乙は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という）であること
  - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証する。
    - (1) 暴力的な要求行為
    - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。
  4. 乙は、本契約を履行するにあたり業務を委託する契約、原材料等を購入する契約その他本契約に関連する契約（以下総称して「関連契約」という）の相手方（以下「乙委託先事業者」といい、関連契約が数次に渡る場合は、その全てを含む）が次の各号に該当したときは、速やかに関連契約の解除その他の必要な措置を取らなければならない。
    - (1) 乙委託先事業者が第1項各号に該当することが判明したとき
    - (2) 乙委託先事業者が自ら又は第三者を利用して、第2項各号に掲げる行為をしたとき
  5. 甲は、乙が前項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。
  6. 甲及び乙は、第3項又は前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。

#### （有効期間）

第16条 本契約の有効期間は、20〇〇年〇月〇日から20〇〇年〇月〇日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対し、何らの通知がない場合、本契約は同条件にて1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

#### （紛争の解決）

第17条 甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争については、甲の本店所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### （協議解決）

第18条 本契約の解釈及びその他の事項につき生じた疑義や本契約に規定のない事項については、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ、解決をするものとする。

#### （準拠法）

第19条 本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2024年 1月 3日

【住所】東京都千代田区 6-1060

甲 【社名】株式会社サンプル商事

【氏名】 代表取締役 山田花子



【住所】東京都港区六本木 8-80

乙 【社名】株式会社デモ工業

【氏名】 代表取締役 佐藤 次郎

